

軽自動車税についてのお知らせ

※初度検査年月とは、その車両が、初めてナンバーの交付を受けた年月のことで、別図のとおり車検証に記載されています。平成28年度の課税では、「平成14年12月」以前の記載がある車両が重課の対象です。

障害のある人は5月31日までに減免申請を

身体などに障害のある人が所有する軽自動車などの税は、障害の程度により減免される場合がありますので、5月31日（火）までに、市役所1階の税務課又は新里・黒保根支所市民生活課へ申請してください。申請の際には、車検証、印、障害者手帳、運転免許証、納税通知書（5月中旬郵送予定）、マイナンバーの分かるものを持参してください。

問い合わせは、税務課諸税係（☎内線224）へ。

軽自動車税の税率が変わりました

■バイクなどの税率が上がりました

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などの税率が別表1のとおり引き上げられました。この改正は、該当する車両であれば車両の登録年度にかかわらず全ての車両について適用されます。

■四輪などの軽自動車は初度登録年度によって税率が異なります

四輪などの軽自動車の税率が別表2のとおり改正されました。同じ区分の車両であっても、車両の初度検査年月※や、環境性能に応じて税額が異なります。また、新規登録車の税金が軽減されるのは、取得翌年度の1年間に限られます。

別表1

課税区分	平成27年度までの税率	平成28年度の税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円
	90cc超～125cc以下	1,600円
小型特殊自転車	農耕用	1,600円
	その他	4,700円
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円
専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円

別表2

課税区分	平成27年度までの税率	平成28年度の税率(年額)								
		平成27年3月までに初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以降の新車						
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	3,900円
		四輪 営業用	5,500円	5,500円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
軽自動車	四輪 乗用	7,200円	7,200円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	—	—	10,800円
		四輪 貨物	3,000円	3,000円	4,500円	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
軽自動車	四輪 貨物	4,000円	4,000円	6,000円	1,300円	—	—	2,500円	3,800円	5,000円

※☆☆☆☆＝低排出ガス車として4つ星の認定を受けた車両

別図



初度検査年月日は、自動車検査証に記載されています。

第3子以降の給食費を補助します

子育て世代を支援するため、同一世帯内で扶養する第3子以降の児童生徒の給食費を補助します。年度ごとに申請が必要になりますので、該当するお子さんがいる保護者の皆さんは忘れずに申請をしてください。

対象要件

- ① 次の全てに該当する保護者が対象になります。なお、生活保護や就学援助などにより、すでに学校給食費相当額の給付を受けている人は対象外となります。
- ② 第3子以降が桐生市内の小・中・特別支援学校に在籍していること※桐生市立以外の小・中学校などに在籍して

補助金額

対象となる第3子以降の児童生徒が平成28年度に食べた給食の給食費の額

申請方法

5月下旬に学校を通じて保護者の皆さんにお知らせ文を配布しますので、内容をよく

確認していただき、該当するお子さんがいる保護者は申請用紙に必要事項を記入し、6月24日(金)までにお子さんが在籍する学校に添付書類を添えて提出してください。申請用紙は在籍する学校又は学校給食中央共同調理場、市ホームページに有ります。

市民アンケート送付用封筒 有料広告を募集します

今年度実施する市民アンケートの送付用封筒に掲載する事業所や商店などの広告を募集します。

掲載料 11枚 1万6800円
作成枚数 2000枚
申し込み 5月20日(金)までに申請用紙に必要事項を記入し、直接、市役所2階の情報政策課へ提出してください。

使用期日 7月中旬
封筒の規格 角形2号
広告掲載規格 11枚縦4センチメートル、横9センチメートル、黒1色で封筒裏面に掲載

申込用紙は、情報政策課のほか、市ホームページに有ります。

募集枠数 8枠(超えた場合は抽せん)

問い合わせは、情報政策課 広報広聴係(☎内線505)へ。

ひとり暮らし高齢者基礎調査を行います

県では、県内の一人暮らし高齢者の実態を把握し、高齢政策の基礎資料とするため「ひとり暮らし高齢者基礎調査」を実施します。

対象は、6月1日現在、市内の65歳以上の一人暮らしで入院又は施設などへ長期入所をしていない人です。調査にあたっては、対象者に対し、6月上旬までに各地区の民生委員がお宅を訪問し、原則として面接聞き取りを行いますので、御協力をお願いします。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係(☎内線556)へ。

国民年金に任意加入できます

次のいずれかに該当する人は申し出により任意で国民年金に加入できます。

- ① 60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金を受けるための資格期間(保険料納付期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して25年以上)を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
- ② 昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人(70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます)
- ③ 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人

手続きは、①・②に該当する人は、市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。③に該当する人は、日本国内に住んでいる親族などに協力していただき、最後に住んでいた市区町村で手続きしてください。

問い合わせは、桐生年金事務所(☎44-2311)又は市民課年金係(☎内線273)へ。

自動車税(県税)納付をお忘れなく

自動車税は、5月31日(火)までは、市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で納付できます。

問い合わせは、桐生行政県税事務所(☎53-2113)、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)へ。